

Letter of Indemnity の解説

以下の解説は、推奨文言について行われた修正やその他の決定の背景にある委員会の意図を説明するために作成されました。委員会では、B/L 原本の提示なしでの貨物の引き渡しに関する補償に焦点を当てましたが、B/L に記載されている港以外での貨物の引き渡しに関する補償についても同様の修正がなされています。

概要

IG が推奨する基本的な LOI は、「B/L 原本の提示なしでの貨物の引き渡し」、「B/L に記載されている港以外での貨物の引き渡し」、「B/L に記載されている港以外での、B/L 原本の提示なしでの貨物の引き渡し」の 3 種類です。各 LOI には、銀行が連署する場合の条項を追加した版も存在します。LOI の前文（それぞれのケースにおける船会社への要請を大まかに記述している部分）を除けば、各 LOI の運用規定および銀行による連署用文言は同じです。そのため、各 LOI の運用規定に同じ修正が加えられました。銀行による連署用の文言は実質修正されていません。委員会の経験では、LOI が銀行によって連署されることは滅多にありません（銀行保証が付く場合、一般的に銀行独自の文言が使用されます）が、委員会は、銀行用の文言一式を残すことは、当該文言を使用する場合に備えるため、また銀行より提供される文言と比較するひな形を提供するために、価値があると考えました。

導入

LOI の受領者に、締結しようとする LOI 契約は非常に高額になる可能性があること、LOI を締結する当事者の信用度を考慮する必要があること、B/L 原本を提示せずに貨物を引き渡した場合に P&I カバーに重大な影響を及ぼす可能性があることを注意喚起するため、注釈が追加されました。

船舶、港、貨物、B/L の詳細

本項目には追加情報を挿入するための見出しが追加されました。この修正／追加の意図は、LOI の対象となる B/L と貨物を絶対的に明確にすることにあります。

予備段落

文書の流れを良くするため、旧 LOI 文言の第 1 段落（1 文で構成）は 2 段落に分割されました。最初の段落には B/L に何が起きたのか、2 段落目には要請の内容が書かれています。「B/L が到着していない」という表現は、「現在 B/L を提示できない」という表現に改められました。これは、貨物のために提示する B/L がない多くの理由と、荷受人が満たすことができない特定の要件をより正確に網羅しています。

新 LOI 文言の第 2 段落にも変更が加えられました。引渡し依頼者が指名した人物／会社（またはその人物／会社であると合理的に考えられる人物／会社）に貨物を引き渡すという要求は変更されていません。運送人は、引き渡しに際し確認できるよう、LOI 内で人物を特定し、その人物の詳細を記録することを希望するかもしれませんが、運送人を最大限保護するため、この書式では意図的に幅のある文言を残しています。引き渡しが行われる当事者の地位に関する表明／確約の追加は、引き渡し依頼者による誓約を強化し、依頼者の言葉の本質を明確にするために行われたものです。

各条項

第 1 項 - 変更なし。

第2項－変更なし。この規定は大きな影響を与える可能性があります。2020年のMiracle Hopeに関する訴訟では、応訴のための多額の資金を提供するよう命令が下されました。

第3項－本項は、解釈を容易にするために3つに分割されました。また、その他の修正も行われました。LOIの受領者が所有または支配する船舶または財産がある場合、担保を提供する明示的な義務等が追加されました。これにより、例えば、LOIチェーンの一部として用船者がLOIを受領し、当該用船者の所有船（またはその用船者が用船した船舶）が担保のために差し押えられた場合、用船者は、差し押さえられた船舶に積まれた貨物を運んだ船主と同様の立場になります。担保を提供する義務は、(a)では意図的に無制限に残されています。LOIの受領者が船舶を解放するために担保を提供した場合、提供した担保の金額が差し押さえられた船舶の船価を超えていたとしても、LOIに基づいてその担保に代わるものを提供する（または裏保証を提供する等）義務があることを明確にする文言が追加されました。これは、例えば、船舶および／または財産に対する更なる妨害を回避するために、LOIの受領者が単に要求された担保を提供することが適切であった場合、提供した担保が貨物を運んだ船舶または後日差し押さえられた別の船舶の船価を超えているかどうかにかかわらず、LOI受領者が不利益を被るべきではないという事実に対処するものです。

第4項－撒積貨物用施設（液体貨物用であるか乾貨物用であるかを問わない）に関し、(a)一旦荷揚げが行われ、貨物がより大きな貨物の一部となり、その貨物を再び特定することが事実上不可能となった場合、および(b)受取人自身への引き渡しが行われていない場合（例えば、貨物が貯油施設・サイロ等の運営者に物理的に引き渡された場合）であっても、要請された者への引き渡しが行われたものとみなされることを明確にするため、本項は修正されました。

第5項－本項は、LOIに基づく義務は、B/Lが最終的に貨物の引き渡しを受けた当事者に到達した場合にのみ終了し、履行されることを明確にするために修正されました。

第6項－変更なし。

第7項－本項は、LOIに基づく執行および／または紛争を英国裁判所の専属管轄権に委ねるよう修正されました。本項は幅広い議論の対象となりました。例えば、用船契約の準拠法・裁判管轄条項を反映させる、法律・裁判管轄の選択を当事者の交渉に委ねる、等といった選択肢が検討されましたが、多くの理由から、英国法を維持することが決定されました。英国法を残した理由として、高等法院における広範な差止命令発付権、手続を統合する権限、LOI紛争処理における高等法院の経験、補償のチェーンを「完全なもの」にするためのThe Contracts (Rights of Third Parties) Act [契約（第三者の権利）法]の利用、LOIのチェーンを遡って／下っての執行を容易にするため、LOIのチェーンにおいて同じ法律・裁判管轄を採用することを奨励する手段として、この文言に明示的な選択を含める利点等が挙げられます。

署名規定と注釈

署名の規定にも若干の修正が加えられました。その意図は、LOIに署名する人物を明確に特定することにあります。また、当該人物を特定することの重要性だけでなく、当該人物が、当該会社を一連の厳格な条件に拘束し、多額の潜在的な金銭的負担を負わせる立場にあるのかを検討する時間を取ることを重要性を強調するため、注釈が追加されました。これらの点に対処することで、署名した人物は当該会社を拘束する権限を持たないためLOIは無効であるという潜在的な主張の範囲を狭めることができます。

銀行が LOI に参加することに同意する文言

銀行が関与する場合、一般的に銀行は銀行独自の文言を使用するよう主張しますが、新しい LOI 文言でも銀行保証に関する文言はそのまま残しました。唯一の修正点は、第 2 項（補償文言本体の第 3 項(b)の規定を反映したもの）です。これは、銀行用の文言の旧バージョンにはなかったもので、銀行は LOI 要請者と同じ状況で対応する必要がないという議論を封じることを意図しています。